

処分等の種類		免許取消
事実発生日		—
事実探知の動機		専任の宅地建物取引士の宅建士証の有効期限切れ
聴聞年月日		—
処分等年月日		令和5年10月2日
適用条項又は該当条項		法第67条第1項
処分等の根拠条項		法第67条第1項
被 処 分 者	商号又は名称	株式会社B. T. I.
	代表者	仮家 紀久子
	免許番号及び 免許年月日	滋賀県知事(1)第3732号 令和元年10月8日
	主たる事務所の所在地	高島市安曇川町西万木1098-2-23
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者の事務所の所在地が確知できないことから、宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づき、令和5年8月29日付け滋賀県公報でその旨を公告したが、30日を経過しても申出がなかったため。</p>		
原因者	<ul style="list-style-type: none"> ・業者個人または法人である業者の代表者 (宅建士資格 あり/なし) ・代表者以外の役員または政令使用人 (宅建士資格 あり/なし) ・一般セールスマン (宅建士資格 あり/なし) 	